

海事産業強化法[※]に基づく
事業基盤強化計画 及び
特定船舶導入計画 の 認定制度

国土交通省 海事局

海事産業強化法に基づく計画認定・支援制度の概要

(海事産業強化法:令和3年5月21日公布、8月20日施行)

<造船・船用> 造船・船用事業者が作成する生産性向上や事業再編等の計画を認定・支援

<海運> 海運事業者等と造船事業者が共同で作成する特定船舶（環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶）の導入計画を認定・支援

⇒ 船舶の供給側の造船と需要側の海運の両面からの総合的な施策により好循環を創出

造船分野

事業基盤強化促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

事業基盤強化計画

(造船・船用事業者が作成)

<支援措置>

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- 税制の特例

好循環を創出

海運分野

特定船舶導入促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

特定船舶導入計画

(海運事業者等と事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者が共同で作成)

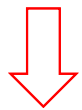
<支援措置>

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- <外航船>税制の特例
- <内航船>鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度の利率軽減等

支援措置の概要（計画認定を受ける場合のメリット）

事業基盤強化計画 （造船・船用事業者）

- **日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援**
 - ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合
- **税制の特例（事業再編を行う場合）** ※計画認定後1年以内に登記した不動産に限る。
 - ✓ 会社設立・合併、不動産売買等の登録免許税を最大80%（税率0.05%～1.6%）軽減
- **地域未来投資促進法の計画認定手続簡素化**
 - ✓ 設備投資を行う場合の課税特例（法人税等）



事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者で特定船舶※を建造する場合 ※要件は、特別償却と概ね同じ。

特定船舶導入計画 （海運事業者等及び造船事業者）

- **日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援**
 - ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 日本法人の海外子会社等、密接な関係を有する海外法人も支援対象
※ 事業規模が、50億円以上である場合
- **〈外航船〉税制の特例**
 - ✓ 「国際船舶」の要件を満たす特定船舶について、以下の特例を措置 ※いずれも、R8年度まで
 - 【登録免許税】 新造船について、税率を50%（本則0.4%→0.2%）軽減
 - 【固定資産税】 課税標準を1/36に軽減 ※ 通常の外航船の課税標準は1/6、「国際船舶」の課税標準は1/18
- **〈内航船〉鉄道・運輸機構（JRTT）船舶共有建造制度の利率軽減等**
 - ✓ 共有割合を80～95%に拡大（通常は70～90%）、利率を0.2%軽減

支援措置(ツーステップローン制度の概要)

- 海運業における高性能・高品質な特定船舶を導入する事業及び造船業における事業基盤強化のための事業に関する計画の国土交通大臣の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき行う事業について、株式会社日本政策金融公庫より融資を受けた指定金融機関が事業者に対し、長期・低利の融資を実施。



事業(例)

事業基盤強化事業

事業再編等の競争力強化のための基盤整備

※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合



特定船舶導入事業

高性能・高品質な特定船舶の導入

※ 事業規模が、50億円以上である場合



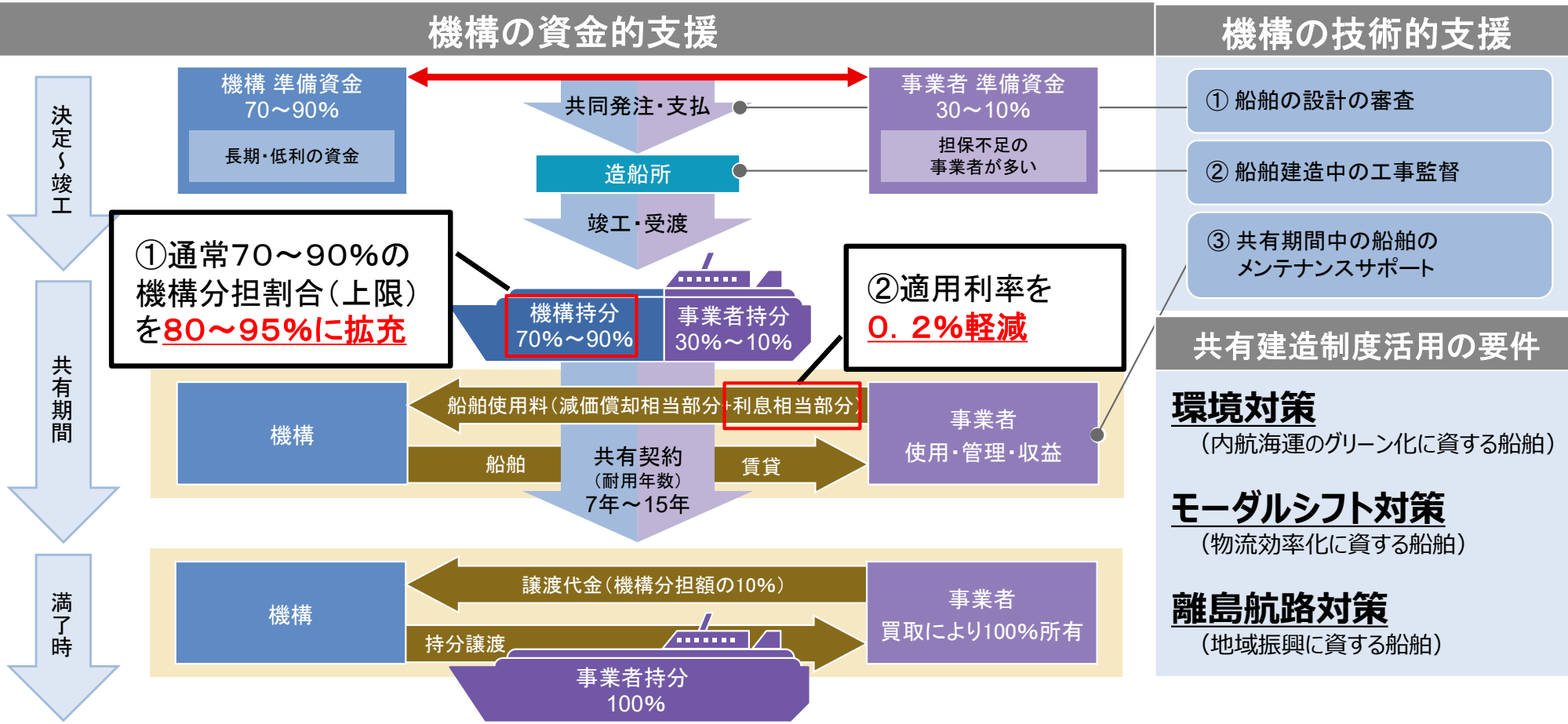
「船舶共有建造制度」とは

鉄道施設・運輸施設整備機構（JRTT）と事業者が費用を分担して船舶を共有建造し、事業者が共有期間（旅客船7年～15年、貨物船10年～15年）を通じて、JRTTに船舶使用料を支払う制度。

「令和3年度制度改正内容」

「特定船舶※導入計画の認定を受けた船舶」について①共有比率の上限の拡充及び②利率軽減を実施。

※安全・低環境低負荷で高品質な船舶



事業基盤強化の促進に関する基本方針(概要)

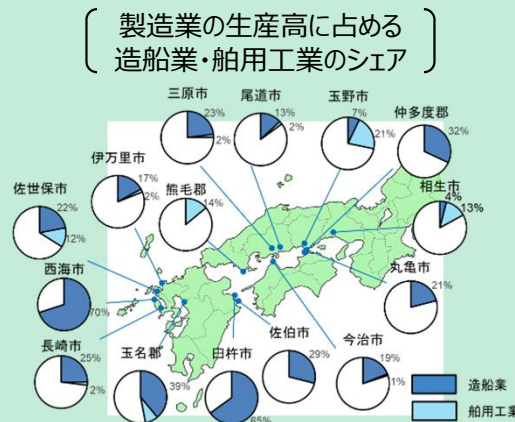
1. 事業基盤強化の促進の意義及び目標に関する事項

○造船業の意義

安定的な海上輸送の確保



地域の経済の活性化への貢献



安全保障への貢献



○事業基盤強化により目指すべき方向性

事業基盤強化により、我が国造船業が、引き続き、地域経済や雇用の確保・安全保障に貢献しつつ、競争力ある産業として将来にわたり成長していく産業を目指す。

我が国の建造量

2015年～2019年 平均 1,400万総トン → 2025年 1,800万総トン

造船業の生産性向上

2025年 2割向上 (2019年比)

非価格競争力の強化

世界最先端の技術力の磨き上げ
(ゼロエミッション船や自動運航船の実現)

2. 事業基盤強化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

短期的施策

- 連携・協業の促進による受注能力の強化
- DX造船所による造船所の抜本的な生産性向上
- 企業や拠点を越えたサプライチェーン全体最適化
- 特定船舶導入計画認定制度による需要者への発注喚起
- 政府系金融機関等の活用による船舶ファイナンスの充実
- 官公庁船の海外需要の獲得



中長期的施策

- 造船・船用・海運のほかIT等の他産業を含めた連携の推進による日本版システムインテグレーターの育成
- ゼロエミッション船や自動運航船等の次世代技術の開発・導入促進、国際海事機関 (IMO) での国際ルール作りの主導
- 洋上風力発電などの新分野やデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルへの進出
- 人材の確保・育成



3. その他の基本方針に記載する事項

• 事業基盤強化計画の認定要件の詳細

- 日本政策金融公庫等の役割 (民間金融機関の補完による資金調達の円滑化)
- 政府による必要な貸付資金の確保 等

事業基盤強化計画の主な認定要件

- 対象事業者： 造船事業者 又は 舶用事業者
- 計画期間： 原則 5 年以内 ※ 金融支援を受けず、かつ、登録免許税の軽減又は会社法の特例を活用する場合は 3 年以内
- 事業基盤強化の取組の実施：
 - ① 生産性の向上に資する取組 (P7)
 - ② 品質の向上に資する取組 (P11)
- 生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定 (P13)
 - ① 生産性の向上：計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること
 - i. 修正ROA 2%ポイント向上
 - ii. 有形固定資産回転率 5%向上
 - iii. 従業員 1 人当たりの付加価値額 6%向上

※事業再編を併せて行う場合 (P8) は、

 - i. 修正ROA及び修正ROICが2%ポイント向上
 - ii. 有形固定資産回転率及び固定資産回転率が5%向上
 - iii. 従業員 1 人当たりの付加価値額が9%向上
 - ② 財務内容の健全性の向上：企業単位で計画の終了年度において以下の両方の達成が見込まれること
 - i. 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10倍
 - ii. 経常収入 > 経常支出

取組の実施：①生産性の向上に資する取組

- 次のいずれかの取組を行うことが必要

取組の内容	条件
イ 新たな船舶等※1の開発及び生産又は新たな役務※2の開発及び提供	新たな船舶等又は新たな役務の売上高の合計額を 全ての事業の売上高の1%以上 とすること
ロ 船舶等の新たな生産方式の導入又は設備の能率向上	製品一単位当たりの 製造原価を5%以上低減 すること（又は、製造原価から材料費を控除した額を10%以上低減すること） ※製品一単位当たりの製造原価の低減額を算定することが困難と認められる場合は、売上原価を売上高で割った値を5%以上低減すること（又は売上原価から材料費を控除した額を売上高で割った値を10%以上低減すること）
ハ 新たな原材料、部品若しくは半製品の 使用 又は原材料、部品若しくは半製品の 新たな購入方式の導入	製品一単位当たりの 製造原価を5%以上低減 すること

※1 船舶等：船舶やエンジン等の舶用品、部品など。洋上風力発電に関連する製品も含まれる。

※2 役 務：船舶や舶用品（洋上風力発電関係含む）と全く関連性のない役務は対象外。

取組の実施：①生産性の向上と事業再編を併せて行う場合

- 以下に掲げる事業再編を併せて行う計画も認定対象（任意事項）

- ✓ 合併
 - ✓ 会社の分割
 - ✓ 株式交換
 - ✓ 株式移転
 - ✓ 株式交付
 - ✓ 事業又は資産の譲受け又は譲渡
 - ✓ 出資の受入れ
 - ✓ 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者（※）である場合または当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る）
 - ✓ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当を含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る）
 - ✓ 会社の設立又は精算
 - ✓ 有限責任事業組合に対する出資
 - ✓ 保有施設の撤去又は設備の廃棄
- （※関係事業者の定義はP10参照）

【事業再編を併せて行う場合のメリット】

- 産業競争力強化法の「事業再編計画」の認定を同時に受けたものとみなせる。
（「事業再編計画」の申請は必要なし）
- これにより、事業再編に係る支援策である**登録免許税の軽減や会社法の特例**を受けることが可能。

登録免許税の軽減(事業再編を併せて行う場合)

租税特別措置法 第80条第1項	事業再編の内容		通常の税率	軽減措置後の税率	軽減率
1号	会社の設立、資本金の増加		0.70%	→ 0.35%	▲50.0%
2号	合併		0.15%	→ 0.10%	▲33.3%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.70%	→ 0.35%	▲50.0%
3号	分割		0.70%	→ 0.50%	▲28.6%
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.00%	→ 1.60%	▲20.0%
		建物	2.00%	→ 1.60%	▲20.0%
	船舶の所有権の取得		2.80%	→ 2.30%	▲17.9%
5号	合併時	不動産	0.40%	→ 0.20%	▲50.0%
		船舶	0.40%	→ 0.30%	▲25.0%
6号	分割時	不動産	2.00%	→ 0.40%	▲80.0%
		船舶	2.80%	→ 2.30%	▲17.9%

※ 登録免許税の軽減措置の対象は、事業基盤強化計画の認定後1年以内に登記した不動産等に限られます。

「関係事業者」の定義

- 以下の類型に該当する「関係事業者」の取組も併せて計画に盛り込むことが可能。
(任意事項)

【関係事業者の定義】

	申請事業者の 持ち株比率	申請事業者からの 派遣役員	その他の要件
類型①	50%以上	-	-
類型②	40%以上 50%未満	50%以上	-
類型③	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	50%以上	-
類型④	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	役員数筆頭占有者	申請事業者と計画に関する 他の事業者が共同現物 出資で設立し、かつ、合計で 100%の株式を保有

【関係事業者の取組を併せて記載する場合のメリット】

- 関係事業者が、産業競争力強化法の「事業再編計画」に係る取組を行う場合には、関係事業者における登録免許税の軽減・会社法の特例を受けることが可能。

取組の実施：②品質の向上に資する取組

- 以下に掲げる品質管理体制を構築することが必要

イ 組織的な品質管理体制の構築

取組の内容	条件
社内規格の整備（※）	品質管理に関する事項について、 社内規格を具体的かつ体系的に整備 するとともに、当該 社内規格に基づいて適切に品質管理を行うこと また、社内規格を 適切に見直し 、かつ、従業員に周知すること
記録の管理（※）	品質管理に関する 記録が必要な期間保存し 、かつ、品質管理の推進に 有効に活用 すること
組織的な運営（※）	品質管理の推進を向上等の 経営指針として確立 するとともに、 計画的に品質管理を実施 すること 等
品質管理推進責任者の選任	品質管理推進責任者を選任し 、品質管理に関する計画の立案及び推進等の職務を行わせること

※船舶等の製造等に係る事業活動について、ISO9001等の認証を受けている場合は不要

ロ 検査設備の導入

- 各工程における**品質検査を別表（次頁参照）に掲げる検査設備を用いて（※）適切に行うこと。**
- 検査設備が検査を行うために必要な**精度及び性能を有していること。**
※NC加工機等により加工する場合など、規定の検査設備を用いて検査する場合と**同等以上の品質が確保される場合には検査設備の導入は不要**

【上記以外の品質向上のための取組を行う場合】（任意）

上記の取組以外に、先進的な検査設備を導入するなど、さらに品質を向上させるための設備投資等を行おうとする場合にも、計画認定の対象事業として支援措置を受けることが可能。

	工程	検査	検査設備
船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動(造船会社等)	加工	切断面等の外観検査	エッジの粗さ等を検査することができる設備(限度見本等)
		加工部材等の寸法検査	切断部材の寸法(直線精度を含む)、曲げ加工部材の曲面精度、型鋼の曲り・ねじれ精度等を検査することができる設備(特製治具等を含む)
		開先の寸法検査	開先の寸法及び角度を検査することができる設備(寸法測定器具等)
	組立・搭載	部材間の配置寸法検査	部材取り付け時の隙間及び突き合わせ継ぎ手の目違いを検査することができる設備(寸法測定器具等)
		ブロックの寸法検査	組立後のブロック、各パネルの寸法及びねじれ精度を検査することができる設備(寸法測定器具等)
		ブロック搭載時におけるブロック寸法等検査	ブロックの寸法、軸心見通し等を検査することができる設備(寸法測定器具等)
	溶接	接合部等の外観検査	ビード形状及び表面欠陥を検査することができる設備(寸法計測器具等)
		接合部等の内部欠陥検査	内部割れ等の内部欠陥を検査することができる設備(測定機器等)
	塗装	塗装下地の表面状態検査	塗装下地の清浄度及び粗度を検査することができる設備(限度見本等)
		塗装部の膜厚検査	塗膜厚及び塗装むらを検査することができる設備(測定機器等)
	配管	管一品の寸法検査	管加工後の寸法及び曲げ角度を検査することができる設備(寸法測定器具等)
		配管接合部の漏洩検査	配管接合部の耐圧及び漏洩を検査することができる設備(特製治具等を含む)
機械据付・試運転	舶用機器等※の船舶又は船体への据付検査	舶用機器等※の据付時の水平度、密閉性等を検査することができる設備(測定機器等)	
	船舶又は船体へ据付後の舶用機器等の作動検査	船舶又は船体へ据付後の舶用機器等の作動性能及び船舶の性能を検査することができる設備(測定機器等)	

	工程	検査	検査設備
その他の事業活動(船用メーカー等)	鋳造	製品の欠陥検査	鋳物内部及び鋳肌の欠陥を検査することができる設備(測定機器等)
		製品の寸法検査	主要寸法を検査することができる設備(寸法測定器具等)
	鍛造	製品の欠陥検査	製品表面及び内部の欠陥を検査することができる設備(測定機器等)
		製品の強度検査	所定の強度を有することを検査することができる設備(測定機器等)
	機械加工	製品の表面状態検査	製品の表面状態を検査することができる設備(限度見本等)
		製品の寸法検査	製品の寸法を検査することができる設備(寸法測定器具等)
		製品の作動検査	製品の作動性能を検査することができる設備(測定機器等)
	電気機器組立	電気機器の安全性・作動検査	電気回路の絶縁抵抗及び耐電性能等を検査することができる設備(測定機器等)
	電子機器組立	電子機器の作動検査	電子機器の部品の取り付け状態、波形及び回路特性等を検査することができる設備(測定機器等)
	その他	作業内容に応じ必要な検査	検査内容に応じ必要な設備

① 生産性の向上：計画の終了年度において※¹次のいずれかの達成が見込まれること

i. 修正ROA 2%ポイント向上

$$\text{修正ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

事業再編を併せて行う場合※²は、修正ROA及び修正ROICが2%ポイント向上

$$\text{修正ROIC} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{投下資本 (有利子負債 + 株主資本) の帳簿価額}} \times 100$$

ii. 有形固定資産回転率 5%向上

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}} \times 100$$

事業再編を併せて行う場合※²は、有形固定資産回転率及び固定資産回転率が5%向上

$$\text{固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産額} + \text{ソフトウェア}} \times 100$$

iii. 従業員 1 人当たりの付加価値額 6%向上

$$\text{従業員 1 人当たりの付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}} \times 100$$

事業再編を併せて行う場合※²は、従業員 1 人当たりの付加価値額が9%向上

※¹ 各指標の向上率は、原則、事業部門単位で、計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値と計画終了年度の数値を比較

※² 事業再編を併せて行う場合（P8を参照）については、2024年4月1日以降に申請を行う場合には括弧内の要件を満たす必要がある。

② 財務内容の健全性の向上：企業単位で計画の終了年度において以下の両方の達成が見込まれること

i. 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10倍

ii. 経常収入 > 経常支出

事業基盤強化計画のその他の認定要件

- 計画の内容が、事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと
- 計画に基づく生産性の向上が、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること
(例えば、需要見通しを上回る勢いで参入事業者が増加している製品や役務の市場に、競争優位性のない技術を以て新規参入を試みる事等は、本要件を満たさないと判断される)
- 事業再編を併せて行う計画の場合、労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと
- 他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する船舶等や提供する役務の価格の不当な引き上げが誘発されるものでないこと

計画の認定後について

【計画の公表】

- 認定した計画は、国土交通省のホームページに直ちに公表。
- ただし、企業秘密に該当する部分については公表対象外とすることができる。（事前にご相談ください）

【計画の実施状況の報告】

- **計画期間中の毎年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告が必要。**

【計画の変更】

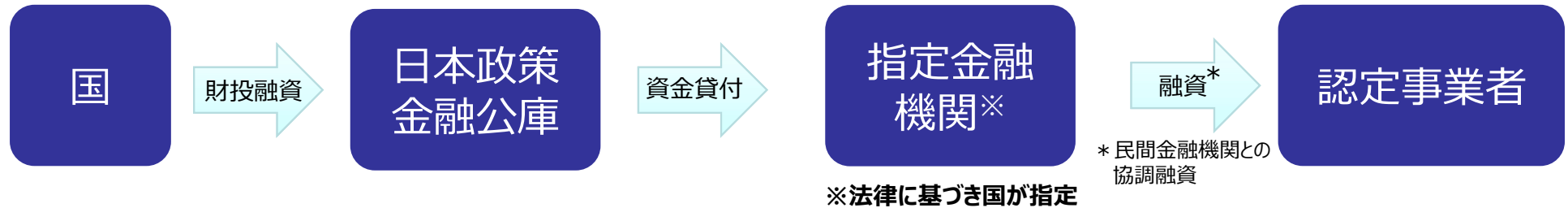
- 以下のような場合には、**変更申請を行い、その認定を受けることが必要。**
 - ✓ **認定基準に抵触**する場合
 - ✓ **生産性向上の目標値に大幅な変更**がある場合
 - ✓ **新たに支援措置を活用**する場合
 - ✓ 生産性向上・品質向上のための**取組内容に大幅な変更**がある場合
 - ✓ **新たに合併や分割などの組織再編**を行う場合
 - ✓ **新たに大規模なリストラ**を行う場合 等
- 計画変更の際の認定基準は、当初の申請時と同じ基準が適用され、また、変更認定後には再度公表。

【計画の取り消し】

- 計画実施期間中に、**計画の実行が不可能と見なされる場合は、国土交通大臣が計画を取り消す**ことがある。
- なお、結果的に目標が達成出来なかった場合には、報告書にその原因を記載するとともに、必要に応じてヒアリング等を実施。

事業基盤強化計画に関する支援メニュー

- 日本政策金融公庫による資金貸し付け（ツーステップローン）



[融資対象となる事業]

対象事業：日本国内で行う事業に限定

事業規模：50億円 又は 過去3年間の設備投資額の合計より多いものが対象

融資期間：5年以上



- その他融資条件（利率等）については、指定金融機関が審査し決定します。
(指定金融機関と個別にご相談ください。)

- 登録免許税の軽減、会社法の特例

…事業再編を併せて行い、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を同時に受けたとみなされた場合に当該支援を受けることが可能。

申請手続のスケジュール

事前相談

⇒ 要件に合致するかどうかを確認

2ヶ月程度

**計画の申請
(審査開始)**

⇒ 所定の申請書 + 添付書類を提出

1ヶ月程度

**計画の認定
(計画開始)**

※ 特定船舶を建造する造船所は対象船舶の起工予定日までに事業基盤強化計画の認定を受け、かつ、品質に係る基準（P11）を満たす必要がありますので、特定船舶の建造を予定される場合は認定までのスケジュールに特にご注意ください。

※問い合わせ先

国土交通省海事局船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

03-5253-8634

hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp

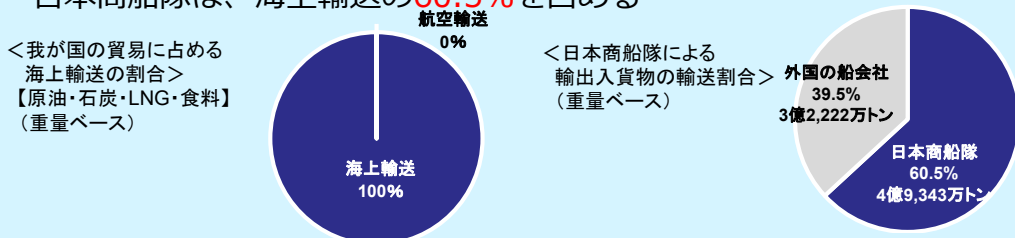
特定船舶の導入の促進に関する基本方針(概要)

1. 特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項

○特定船舶の導入の促進の意義

外航

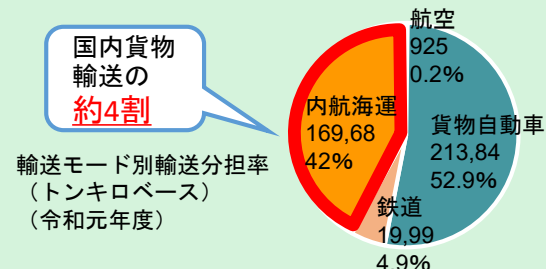
- ・海上輸送は、我が国貿易量の**99.6%**を占める
- ・エネルギー・食料等の主な物資の海上輸送割合は約**100%**
- ・日本商船隊は、海上輸送の**60.5%**を占める



→ 安定的な海上輸送の確保は我が国の発展に極めて重要であり、我が国外航海運の国際競争力の強化を図ることが必要

内航

- ・国内貨物輸送全体の約**4割**を占める
- ・産業基礎物資輸送（鉄鋼等の金属、石油製品、セメント）の約**8割**を占める



→ 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、生産性向上による経営力向上が必要

○特定船舶の導入の促進の目標

外航

現状：外航事業者が導入する船舶のうち、「特定船舶」の要件を満たす船舶は約21%

令和7年度を目途に、約**30%**の普及を目指す

内航

現状：内航事業者が導入する船舶のうち、「特定船舶」の要件を満たす船舶は約8%

令和7年度を目途に、約**15%**の普及を目指す

2. 特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

外航

- ・日本政策金融公庫を活用したファイナンスの仕組みの創設による資金調達の円滑化・多様化
- ・日本船舶に係る固定資産税等の軽減措置
- ・船舶特別償却制度などによる環境性能が高い船舶の導入促進 等

内航

- ・日本政策金融公庫を活用したファイナンスの仕組みの創設による資金調達の円滑化・多様化
- ・船舶共有建造制度の共有比率の上限の拡充及び利率軽減
- ・船舶特別償却制度などによる環境性能が高い船舶の導入促進 等

3. その他の基本方針に記載する事項

- ・船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
(国際競争力強化等の観点から、特定船舶の積極的な導入を図ること等)
- ・特定船舶導入計画の認定要件の詳細

- ・日本政策金融公庫等の役割（民間金融機関の補完による資金調達の円滑化）
- ・政府による必要な貸付資金の確保 等

認定・支援の流れ

事業基盤強化計画の認定

造船・船用事業者

計画認定を受けた造船事業者が
「特定船舶」を建造

「事業基盤強化計画」の作成・申請



「事業基盤強化計画」の認定



- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（ツーステップローン）
- 登録免許税の軽減

国
(国土交通大臣)

支援措置

特定船舶導入計画の認定

海運事業者等

「特定船舶導入計画」の作成・申請
(上記の認定を受けた造船事業者と共同で作成)



「特定船舶導入計画」の認定

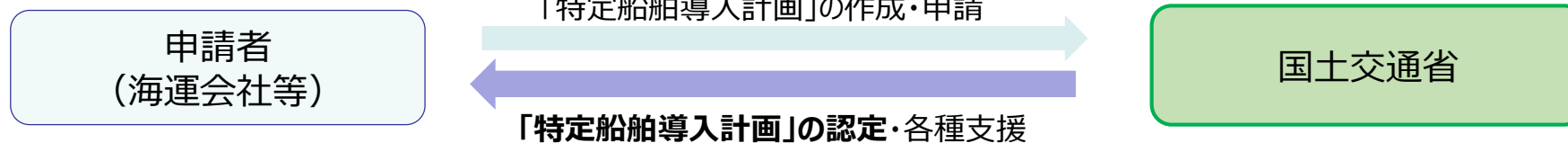


- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（ツーステップローン）
- 登録免許税・固定資産税の軽減（要件を満たす場合）
- 共有船舶建造制度の利率軽減

国
(国土交通大臣)

支援措置

※日本法人のみならず、日本法人の海外子会社等、密接な関係を有する海外法人も支援対象。



<特定船舶導入計画の認定要件>

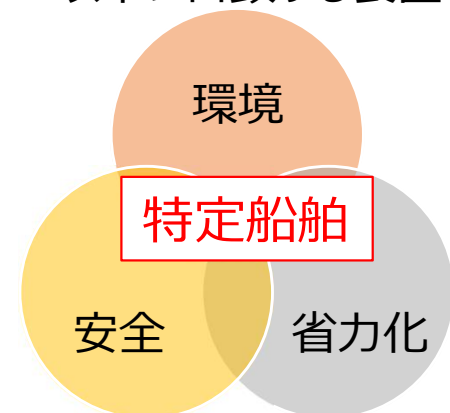
要件① (建造する造船所)

- 「特定船舶導入計画」に記載する船舶を建造する**造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受けていること**



要件② (船舶の要件)

- 以下に合致する装置や技術を備えた船舶であること



「環境」・・・省エネ (省CO₂) 性能に優れた船型
や大気汚染の防止に資する装置

「安全」・・・航行の安全に資する装置
(航行支援装置など)

「省力化」・・・荷役作業等の省力化に資する装置



- **船舶に係る特別償却制度 (令和元年度～2年度まで) の要件と同じ**です。
(ただし、構造等が特殊により上記装置等を有することが合理的でないと認められる場合等は、この限りではありません。)
※ 詳細は、二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示 (令和3年国土交通省告示第1171号) をご参照ください。
- **固定資産税の特例措置を活用する場合は、令和5年度以降の特別償却制度の要件を満たす必要**があります。【後述】

＜特定船舶導入計画の認定要件＞【20ページの続き】

要件③（基本方針の適合性）

- ①計画期間内に特定船舶の導入が図られるものであること
- ②事業の実施スケジュールが明確であり、資金が十分に確保できることが見込まれること
- ③認定事業基盤強化事業者が事業基盤強化の促進に関する基本方針 3.（2）①に規定する基準（品質の向上に資する取組に関する基準）を達成していること
- ④当該特定船舶の導入によって、我が国海運の質的低下をもたらすおそれのないことその他我が国海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと

特定船舶の要件(1/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	主機関・推進装置(以下のいずれか) ・低NOxエンジン ・電子制御エンジン ・電気推進装置	○	○	○	○	○	○
	LED照明器具	×	×	○	○	○	○
	低摩擦塗料	×	×	○	○	○	○
	低環境負荷ボイラー(該当船のみ、以下のいずれか) ・A重油専用 ・自動制御型ボイラー ・コンポジットボイラー(外航のみ)	×	○	○	○	○	○
	燃料油タンク(以下のいずれか) ・船底外板・船側外板を構造に含まないもの ・オーバーフローラインを有するもの	○	○	○	○	○	△
	発電用機関(以下のいずれか) ・燃料油自動温度制御装置付機関 ・A重油専用発電機関 ・ターボジェネレーター ・風力発電機関(外航のみ) ・排ガス浄化装置付発電機関(外航のみ)	×	○	○	○	○	△
	バルバスバウ又はバルブレス船首船型	×	×	○	○	○	△

特定船舶の要件(2/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	推進効率改良装置／船型(以下のいずれか) ・推進関係機器(以下のいずれか) a. 効率改良型プロペラ b. 推進効率改良型舵 c. 船尾フィン ・エア・シール型船尾管軸封装置 ・風圧抵抗軽減型船首	×	○	/			
	効率改良型プロペラ	/					
	推進効率改良装置／船型(プロペラ以外) (以下のいずれか) ・推進効率改良型舵 ・船尾フィン ・空気潤滑システム ・燃料改質器 ・船尾バルブ ・効率改良型船型(バトックフロー船型等)			/		○	○
	機関室内ビルジ高位警報装置	○	○			○	○
	サイドスラスター	×	×	○	○	×	×
	船首方位制御装置	×	○	○	○	×	×

特定船舶の要件(3/5)

		外航船		内航船			
	要件	燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	熱効率改良装置(以下のいずれか) ・排気ガスエコマイザー ・軸発電機装置 ・冷却清水熱利用装置	×	○	○	×	×	×
	ビルジ処理装置	○	○	×	×	×	×
	汚水処理装置	○	○	×	×	×	×
	バラスト水処理装置(条約に基づく対象船のみ)	○	○	×	×	×	×
	造水機	×	○	×	×	×	×
	給湯器	×	○	×	×	×	×
	新造船燃費指標(国際規制値2%以上上乘せ)	○	×	×	×	×	×

※特定船舶に係る固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける場合には、以下の要件を追加

環境負荷低減	グレイウォータータンク	○	○	
	ビルジプライマリータンク	○	○	

特定船舶の要件(4/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
安全・省力化	エンジン過回転防止・潤滑油圧力低下保護装置	○	○	○	○	○	○
	燃料油・潤滑油・冷却水の自動温度制御装置	○	○	○	○	○	○
	荷役用甲板ハッチカバー等駆動装置(該当船のみ)	○	○	○	○	○	○
	機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○	○	○	○	○	△
	自動操舵装置	○	○	○	○	○	△
	船舶自動識別装置	×	×	○	○	○	×
	機関室内火災探知装置	○	○	○	○	×	×
	エンジン遠隔操縦装置	○	○	○	○	×	×
	電源自動制御装置	○	○	○	○	×	×
	衛星航法装置	○	○	○	×	×	×
	予備ポンプへの自動切替装置	○	○	○	×	×	×
	自動衝突予防援助装置	○	○	○	×	×	×
バラスタタンク遠隔制御装置	○	○	○	×	×	×	

特定船舶の要件(5/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
安全・省力化	係留用ウインチの遠隔制御装置	○	○	○	×	×	×
	燃料タンク液面遠隔監視・警報装置	○	○	×	×	×	×
	エンジン運転状態の自動記録装置	○	○	×	×	×	×
	海事衛星通信装置	○	○	×	×	×	×
	燃料補給弁遠隔制御装置(弁が5つ以上の場合)	○	○	×	×	×	×
	液体ばら積み貨物荷役装置の遠隔制御装置	○	○	×	×	×	×

1. 詳細は、海上運送法第39条の19の特定船舶の要件を定めた「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示」(令和3年国土交通省告示第1171号)をご確認ください。
2. 告示の規定により、要件の一部免除又は同等以上の効力のものによる代替が認められる場合がありますので、次ページをご参照ください。

□ 特定船舶の要件について、

- 構造又は航行の態様により備えることが困難な場合に、要件の一部免除
- 同等以上の効力のものによる代替

を認めることとしています。^(注)

○「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示(令和3年国土交通省告示第1171号)」(抄)

- 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。
- 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

□ 特定船舶導入計画は、海運事業者及び特定船舶を建造する造船事業者が申請を行うものですが、特定船舶導入計画の申請を行う事業者でなくても、予め、相談に応じて、技術資料等において十分な根拠が示されていることが確認できる場合等には、当該構造等の取扱について、可能な限りその方針を示すこととしています。

□ 上記の取扱の適用を希望される場合は、下記にご相談下さい。

【相談先】 海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

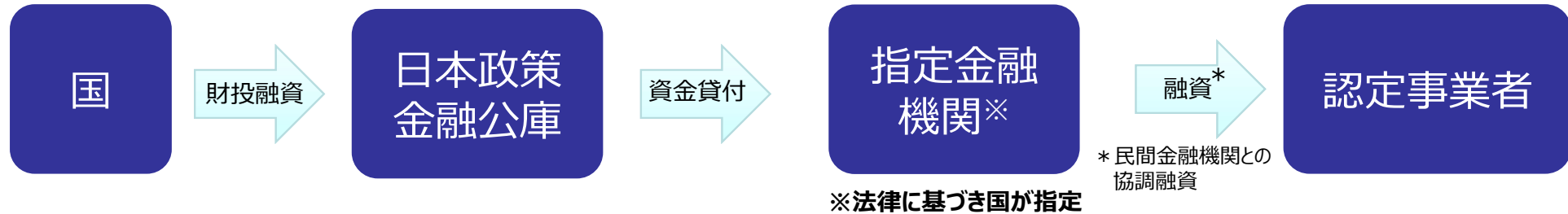
TEL :03-5253-8634

MAIL : hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp

(注) 要件の一部免除、同等効力による代替が認められるのは、海上運送法第39条の19に基づく特定船舶の要件のみで、租税特別措置法施行令に基づく船舶の特別償却、地方税法に基づく国際船舶の固定資産税の特例を受けるための要件としては、認められていませんのでご注意ください。

特定船舶導入計画に係る支援措置の内容

【日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（財政融資資金を活用したツーステップローン）】



[融資対象となる事業]
 事業規模：50億円
 融資期間：5年以上

- ➡ ○ その他融資条件（利率等）については、指定金融機関が審査し決定します。
 （指定金融機関と個別にご相談ください。）

【日本船舶に係る税制特例措置】

登録免許税

- 国際船舶のうち、新造の特定船舶について税率を0.2%に減免する（本則0.4%）

固定資産税

- 国際船舶のうち、特定船舶について固定資産税の課税標準を $1 / 36$ とする。 ※国際船舶 $1 / 18$

- ➡ ○ 固定資産税の特例措置を活用する場合は、令和5年度以降の特別償却制度と同じ要件を満たす必要があります。
 ※ 詳細は、地方税法施行規則附則第6条第28項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）をご参照ください。

【参考】国際船舶の増加促進に係る特例措置の拡充・延長

(特定船舶の税制特例について)

我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し国際競争力の強化を図るため、登録免許税の特例措置について、新造船の対象を特定船舶に限定し税率を更に軽減した上で、3年間延長する。また、固定資産税の特例措置について、現行の措置を3年間延長する。

施策の背景

四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の99.6%を海上輸送に依存しており、そのうち66.2%を日本商船隊が輸送。

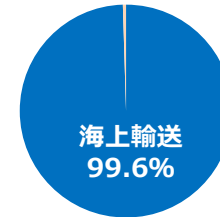
我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じて経済安全保障の確立を図るため、その中核を担う国際船舶^{※1}の増加を促進することが必要。

併せて、世界単一市場の中、我が国の海運事業者が国際的ニーズに応え競争力を高めるため、安全・環境性能等に優れた船舶(特定船舶^{※2})の導入を促進することが必要。

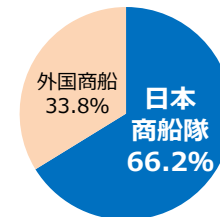
※1 日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて、国際海上輸送の確保上重要なもの

※2 事業基盤強化計画を作成し国土交通大臣の認定を受けた造船所で建造し、国土交通大臣の認定を受けた特定船舶導入計画に基づいて導入する安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶

我が国の貿易に占める海上輸送の割合(重量ベース)



日本商船隊による輸出入貨物の輸送比率(重量ベース)



日本商船隊の船籍国別隻数上位6カ国の状況

	船籍	登録免許税 又は登録料	固定資産税
1	パナマ	43万円	非課税
2	日本	1,925万円	課税
3	リベリア	非課税	非課税
4	マーシャル諸島	178万円	非課税
5	シンガポール	165万円	非課税
6	香港	21万円	非課税

・総トン数10万トン(純トン数6.6万トン)、船価50億円の
新造船を想定。
・日本船主協会からの情報提供に基づき海事局作成。

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】

国際船舶に係る税率を軽減(本則0.4% → 0.35%)

結果

【登録免許税】

新造船について、対象を国際船舶のうち特定船舶に限定し税率を更に軽減(本則0.4% → 0.2%)した上で、3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

特例措置の内容

【固定資産税】

国際船舶に係る課税標準を軽減
(外航船舶: 1/6 → 国際船舶: 1/18 (うち特定船舶は1/36))

結果

【固定資産税】

現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

【参考】国際船舶制度の概要

国際船舶とは、

日本籍船であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術水準等からみて**国際海上輸送の確保上重要**なもの

(海上運送法第44条の2) ※海外への譲渡・貸渡について届出制・中止勧告制あり (法第44条の3)

要件【次の(1)～(4)を全て満たす船舶】 (海上運送法施行規則第43条第1項)

(1) 総トン数2,000トン以上の船舶

(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶

(3) 本邦と外国の港との間及び外国の各港間において専ら船舶運航事業に使用されている船舶

(4) 次のいずれかに該当する船舶

①承認船員配乗船

STCW条約締結国が発給した資格証明書を有する外国人船員が、国土交通大臣の承認を受けて船舶職員として乗り組んだ船舶

②代替燃料船

二酸化炭素の放出の抑制に資する物質（液化天然ガス等）を燃料とする船舶

特定船舶導入計画の申請手続について①

【計画の申請の流れ】

計画の申請

約2ヶ月（目安）

計画の認定
（計画開始）

- 計画の申請は、船舶運航事業者等※及び導入する特定船舶を建造する造船所（認定事業基盤強化事業者）が共同で申請する必要があります。
- 計画期間は、認定申請日を含む事業年度の翌年度の開始の日から5年以内です。

※ 申請対象となる会社について（例）

- ① 日本の船舶運航事業者、船舶貸渡業者等
- ② 日本の船舶運航事業者、船舶貸渡業者等の子会社（ONE等の海外子会社を含む）
- ③ ②の子会社（海外子会社を含む）
- ④ 日本の会社と設立した海外子会社（日本の船舶運航事業者が一部出資したものに限る）

（参考）改正海上運送法第44条第5項の規定内容

- 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と国土交通省令で定める密接な関係を有する者に限る。

⇒ 国土交通省令で会社法に定める子会社等と規定。

特定船舶導入計画の申請手続について②

【計画の申請期限】

- 計画の申請は対象船舶の契約締結日以降、引き渡しの2カ月前までを期限※とします。
 - ※ 引き渡しまでに認定を受けている必要があります。また、特定船舶を建造する造船所は対象船舶の起工予定日までに事業基盤強化計画の認定を受け、かつ、品質に係る基準を満たす必要があります。
 - ※ ただし、以下の場合、対象船舶の起工予定日までに計画の認定を受けている必要があります。
(原則として、起工予定日の2カ月前までに計画を申請してください。)
 - ① 日本船舶に係る固定資産税の特例措置の適用を受ける予定の場合
 - ② 先進船舶導入等計画の認定みなし制度 (注) を活用し、先進船舶導入等計画の認定を受け、船舶に係る特別償却制度の適用を受ける予定の場合
 - ※ なお、計画の活用を検討中の場合は、可能な限り、事前にご相談ください。

(注) 特定船舶導入計画の申請と先進船舶導入等計画の申請を一括で行う制度です。(詳細はお問い合わせください。)

特定船舶導入計画の申請手続について③

【必要な申請書類・提出先について】

- 船舶運航事業者等、認定事業基盤強化事業者各々が申請書類等※を提出する必要があります。

※記載例は、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/maritime_tk5_000068.html#tokutei-senpaku) に掲載しています。

申請書類等	提出者	提出先
特定船舶導入計画の認定申請書（※1）	船舶運航事業者等 及び 認定事業基盤強化事業者	外航課 又は 内航課
【添付書類】		
① 定款・法人の登記事項証明書等 ② 最近の事業年度における事業報告・貸借対照表・損益計算書 ③ 特定船舶の技術要件を満たす予定であることを証する書類（※2）	船舶運航事業者等 船舶運航事業者等	
※1：特定船舶導入計画認定制度申請要領 P.1参照 ※2：特定船舶導入計画認定制度申請要領 P.4参照		
④ 導入を行おうとする特定船舶の計画要目（※）、一般配置図その他必要な図面、契約船価及びその内訳、製造仕様の概要、作業計画（建造工程の計画）、使用計画、建造契約書の写し 等	認定事業基盤強化事業者	船舶産業課
⑤ 認定事業基盤事業者が品質向上に関する基準を達成していることを示す書類	認定事業基盤強化事業者	

※計画要目：用途、総トン数、載貨重量トン数、主要寸法、機関の種類・数・最大出力、航海速力、航行区域

【特定船舶導入計画認定制度】

<外航海運>

外航課 税制班

TEL : 03-5253-8119

Mail : hqt-zeisei-shinsei@ki.mlit.go.jp

<内航海運>

(全般)内航課 事業班

TEL : 03-5253-8627

Mail : hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

(JRTT共有建造)総務課 企画

TEL : 03-5253-8605

【全体窓口・事業基盤強化計画認定制度】

船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

TEL : 03-5253-8634

Mail : hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp